（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正）

第九条　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の基準等） **第一条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第二十三条第二項、第二十六第二項又は第三十八条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。 ２　指定の基準は、次のとおりとする。 一　令第二十三条第一項、第二十六第一項又は第三十八条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。 ［二～四　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（指定の基準等） **第一条**　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。）第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三十一条第二項の規定による指定（第八条までにおいて単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の申請に基づき行うものとする。 ２　［同上］ 一　令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務（以下「講習事務」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。 ［二～四　同上］

附　則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。

○国家公安委員会規則第十一号

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十二号）の施行に伴い、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則

警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第七十四条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第七十四条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。	（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第七十七条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第七十七条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。